

PAL

連合会だより「パル」

PALひろば
“共済”南北

今回は 山形
山形城跡「霞城公園」
(山形県山形市)



今号の
主要項目

- 令和元年度 地方公務員共済組合の長期給付事業の概況
- 令和2年度 第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況
- 国内株式ESGプロダクトの採用について
- 令和3年度における地方公務員共済組合の事業運営について
- 令和3年度の年金額改定について～年金額は昨年度から0.1%の引き下げです～

CONTENTS

主要項目

1

令和元年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況

[総務部企画課]

P.03

主要項目

2

令和2年度第3四半期積立金の管理及び 運用実績の状況

[資金運用部運用第一課]

P.08

主要項目

3

国内株式ESGプロダクトの採用について

[資金運用部運用第二課]

P.17

主要項目

4

令和3年度における地方公務員共済組合の 事業運営について

[総務省自治行政局公務員部福利課]

P.18

主要項目

5

令和3年度の年金額改定について ～年金額は昨年度から0.1%の引き下げです～

[厚生労働省年金局年金課]

P.25

年金制度等の日誌

年金制度等に関連した法律等の改正状況

P.29

業務等の状況

会議開催状況

P.29

■ 宿泊施設の紹介

あこや会館

[地方職員共済組合山形県支部]

P.30

■ PALひろば“共済”南北 177

巡るたび、出会う旅。～やまがたへの旅～

[地方職員共済組合山形県支部]

P.31

令和元年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況

[総務部企画課]

※数値は、「令和元年度 地方公務員共済組合等事業年報」に基づく。

1 組合員数等

令和元年度末の組合員の総数は2,858,679人で(＜表1-1＞参照)、前年度に比べて12,833人増加(対前年度比0.4%増)しました。
また、標準報酬の月額総額は1兆1,882億円で、前年度に比べて80億円増加(同0.7%増)し、標準期末手当等の総額は4兆6,667億円で、前年度に比べて411億円増加(同0.9%増)しました。
なお、組合員種類別の組合員数及び構成割合は＜表1-2＞に示すとおりです。

＜表1-1＞ 組合別・男女別組合員数、標準報酬の月額の総額、標準期末手当等の総額(長期適用)

(単位:人、千円)

区 分	組 合 員 数					標準報酬の月額 の総額	標準期末手当等 の総額
	男	女	計	平成30年度末計	対前年度増減		
地方職員	195,634	120,224	315,858	314,364	1,494	133,136,460	511,826,414
(団体共済部)	7,040	6,426	13,466	13,226	240	5,387,796	20,060,458
公立学校	456,574	493,579	950,153	941,030	9,123	399,316,484	1,647,393,153
警 察	256,265	41,443	297,708	297,927	▲ 219	138,905,514	492,096,752
東京都	74,921	49,803	124,724	123,665	1,059	56,188,742	219,071,206
市町村連合会	715,868	454,368	1,170,236	1,168,860	1,376	460,636,916	1,796,360,639
合 計	1,699,262	1,159,417	2,858,679	2,845,846	12,833	1,188,184,116	4,666,748,164

(注1:団体共済部は、地方職員の内数です。(以下、本稿において同じ。))

(注2:端数処理の関係で、内訳の計と合計値が一致しないところがあります。(以下、本稿において同じ。))

＜表1-2＞ 組合員種類別の組合員数及び構成割合

(単位:人、%)

区 分	男	女	計	構成割合
一般組合員	1,310,785	1,122,298	2,433,083	85.1
地方公共団体の長である組合員	1,750	36	1,786	0.1
特定消防組合員	148,040	4,668	152,708	5.3
長期組合員	7,103	6,428	13,531	0.5
船員一般組合員	1,809	19	1,828	0.1
継続長期組合員	1,155	74	1,229	0.0
特定警察組合員	228,620	25,894	254,514	8.9
合 計	1,699,262	1,159,417	2,858,679	100.0

2 長期給付に係る経理等の収支状況

令和元年度末の各組合の厚生年金保険経理並びに連合会の厚生年金保険調整経理、厚生年金拠出金経理及び基礎年金拠出金経理を合わせた収支状況は、＜表2-1＞に示すとおり、収入総額8兆5,014億円、支出総額8兆3,173億円で、その収支差は1,841億円となります。

この結果、厚生年金保険給付に充てるべき積立金は19兆1,149億円となりました。

また、各組合(連合会)別の収支状況は、＜表2-2＞に示すとおりです。

なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は3兆7,955億円となっており、内訳は＜表2-7＞のとおりとなっています。

＜表2-1＞ 厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分		令和元年度決算
収 入	負担金	2,800,211,421
	組合員保険料	1,688,159,735
	厚生年金交付金	3,231,562,425
	基礎年金交付金	89,588,050
	財政調整拠出金受入金	106,583,102
	利息及び配当金	1,631,457
	信託の運用益	581,542,322
	その他	2,121,846
	合 計	8,501,400,359
支 出	年金給付額	3,795,455,332
	厚生年金拠出金	3,053,655,810
	基礎年金拠出金	1,454,062,133
	財政調整拠出金	-
	信託の運用損	6,001,796
	その他	8,131,370
	合 計	8,317,306,440
収 支 差		184,093,918
積 立 金	組合勘定	8,846,285,521
	連合会勘定	10,268,610,625
	合 計	19,114,896,146

(注1:「厚生年金拠出金(負担金)」・「厚生年金交付金(支払金)」・「基礎年金拠出金(負担金)」・「基礎年金交付金(支払金)」については、地方公務員共済組合全体では二重計上となるため、調整の上、集計しています。(＜表2-2＞において同じ。))

(注2:収入には「組合払込金」を含まず、支出には「連合会払込金」を含みません。(＜表2-2＞において同じ。))

なお、それぞれの額は、「組合払込金」が220億円、「連合会払込金」が220億円となっています。)

<表2-2> 組合別厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員	911,319,068	931,827,154	▲ 20,508,085	185,138,392
(団体共済部)	35,226,157	34,938,007	288,150	81,486,701
公立学校	2,836,011,028	2,871,421,871	▲ 35,410,843	2,093,179,046
警 察	851,088,139	801,931,461	49,156,678	1,323,933,387
東京都	367,109,879	388,537,135	▲ 21,427,255	229,355,702
市町村連合会	3,093,006,445	3,140,811,313	▲ 47,804,868	5,014,678,994
地共済連合会	442,865,797	182,777,505	260,088,292	10,268,610,625
合 計	8,501,400,357	8,317,306,439	184,093,917	19,114,896,146

令和元年度末の各組合の退職等年金経理並びに連合会の退職等年金給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-3>に示すとおり、収入総額2,825億円、支出総額33億円で、その収支差は2,792億円となります。この結果、退職等年金給付に充てるべき積立金は1兆2,432億円となりました。また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-4>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は8億3,230万円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-3> 退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	令和元年度決算
収 入	負担金 138,464,117
	掛 金 138,471,753
	財政調整拠出金受入金 346,914
	利息及び配当金 1,533,511
	信託の運用益 3,648,865
	その他 8,639
	合 計 282,473,799
支 出	年金給付額 832,296
	財政調整拠出金 -
	信託の運用損 -
	その他 2,418,668
	合 計 3,250,963
収 支 差 279,222,835	
積立金	組合勘定 1,181,488,110
	連合会勘定 61,675,894
	合 計 1,243,164,004

(注:収入には「組合払込金」を含まず、支出には「連合会払込金」を含みません。(＜表2-4＞において同じ。)なお、それぞれの額は、「組合払込金」が138億円、「連合会払込金」が138億円となっています。)

<表2-4> 組合別退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員	31,655,797	303,812	31,351,985	132,859,956
(団体共済部)	1,281,488	20,765	1,260,723	5,028,512
公立学校	94,764,089	984,054	93,780,035	400,315,646
警 察	32,838,804	253,798	32,585,006	136,044,571
東京都	13,171,174	208,260	12,962,914	54,210,583
市町村連合会	109,505,748	1,102,822	108,402,926	458,057,354
地共済連合会	538,187	398,212	139,975	61,675,894
合 計	282,473,798	3,250,958	279,222,839	1,243,164,004

令和元年度末の各組合の経過的長期経理及び連合会の経過的長期給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-5>に示すとおり、収入総額6,212億円、支出総額5,530億円で、その収支差は682億円となります。この結果、経過的長期給付に充てるべき積立金は19兆89億円となりました。また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-6>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は5,467億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-5> 経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	令和元年度決算
収 入	負担金 37,134,736
	基礎年金交付金(連合会交付金) 80,620
	利息及び配当金 6,193,906
	信託の運用益 577,170,076
	その他 624,970
	合 計 621,204,309
支 出	年金給付額 546,659,026
	信託の運用損 5,595,097
	その他 792,694
	合 計 553,046,818
収 支 差 68,157,491	
積立金	組合勘定 8,312,758,399
	連合会勘定 10,696,145,157
	合 計 19,008,903,556

<表2-6> 組合別経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員	6,157,702	61,841,245	▲ 55,683,543	85,284,103
(団体共済部)	1,904,909	2,112,754	▲ 207,845	83,944,004
公立学校	69,310,490	197,080,903	▲ 127,770,414	1,952,209,363
警 察	37,836,104	48,784,985	▲ 10,948,881	1,207,330,235
東京都	8,940,003	27,570,367	▲ 18,630,364	192,310,476
市町村連合会	154,075,579	214,948,004	▲ 60,872,425	4,875,624,222
地共済連合会	344,884,434	2,821,313	342,063,121	10,696,145,157
合 計	621,204,312	553,046,817	68,157,495	19,008,903,556

<表2-7> 年金給付支給状況(全体)

(単位:件、千円)

区 分	支給件数 (令和元年度決算)	支給額 (令和元年度決算)
厚生年金保険給付	5,082,538	864,515,928
老齢厚生年金	4,736,274	811,326,542
65歳以上	2,958,466	552,553,408
65歳未満	1,777,262	258,712,456
繰上げ支給	546	60,677
障害厚生年金	35,103	6,784,990
障害手当金	5	10,645
遺族厚生年金	311,150	46,387,087
脱退一時金	6	6,664
退職等年金給付	238,667	832,296
退職年金	232,389	164,309
終 身	129,994	76,886
有期(240月)	56,471	33,467
有期(120月)	45,924	53,956
有期退職年金一時金	2,924	288,067
整理退職一時金	-	-
遺族に対する一時金	3,005	341,640
公務障害年金	12	5,708
公務遺族年金	337	32,572
退職共済年金	13,714,418	2,410,192,319
既裁定	9,091,925	2,249,713,892
65歳以上	8,585,399	2,141,121,402
65歳未満	277,940	57,777,682
繰上げ支給	228,586	50,814,808
職 域	4,621,711	160,390,217
65歳以上	2,872,652	101,979,018
65歳未満	1,748,514	58,400,546
繰上げ支給	545	10,653
追加費用	782	88,210
65歳以上	770	85,835
65歳未満	12	2,375
繰上げ支給	-	-
退職年金	653,911	238,470,100
減額退職年金	63,943	15,582,246
通算退職年金	30,258	3,261,297
退職一時金	-	-
脱退一時金	3	7,078
返還一時金	2	2,136
障害共済年金	158,640	25,884,468
既裁定	139,733	25,276,433
公務等	4,113	1,465,127
公務外	135,620	23,811,306
職 域	18,903	607,211
公務等	210	42,870
公務外	18,693	564,341
追加費用	4	824
障害年金	19,226	5,838,117
公務上	835	427,260
公務外	18,391	5,410,857
障害一時金	3	8,081
遺族共済年金	3,991,241	728,208,245
既裁定	2,810,326	614,353,042
公務等	10,454	1,894,616
公務外	2,799,872	612,458,426
職 域	740,418	14,223,643
公務等	133	5,805
公務外	740,285	14,217,839
追加費用	440,497	99,631,560
遺族年金	238,306	49,988,837
公務上	7,153	1,734,548
公務外	231,153	48,254,289
通算遺族年金	3,478	155,138
特例死亡一時金	-	-
死亡一時金	1	367
短期在留脱退一時金	-	-
合 計	24,194,635	4,342,946,653

3 受給権者数及び年金額

令和元年度末の受給権者(在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。)は、総数4,202,660人(対前年度比3.4%増)でした。これを共済組合別に見ると、地方職員464,344人(同2.9%増)、公立学校1,462,637人(同3.8%増)、警察343,369人(同3.8%増)、東京都208,393人(同3.3%増)、市町村連合会1,759,917人(同3.2%増)で、年金種類別受給権者数、構成割合は<表3-1>のとおりです。

<表3-1> 組合別年金種類別受給権者数

(単位:人、%)

区 分	地方職員 (団体共済部)		公立学校	警 察	東京都	市町村連合会	合 計	構成 割合
厚生年金保険給付	89,287	5,589	309,198	84,257	43,099	404,231	930,072	22.1
老齢厚生年金	80,290	5,112	289,874	77,472	39,142	368,145	854,923	20.3
65歳以上	56,191	3,553	187,667	45,180	26,841	254,502	570,381	13.6
65歳未満	24,097	1,559	102,193	32,236	12,301	113,622	284,449	6.8
繰上げ支給	2	-	14	56	-	21	93	0.0
障害厚生年金	846	39	2,939	842	370	2,852	7,849	0.2
障害手当金	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族厚生年金	8,151	438	16,385	5,943	3,587	33,234	67,300	1.6
脱退一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
退職等年金給付	7,121	951	20,611	2,323	2,292	20,917	53,264	1.3
退職年金	7,113	951	20,592	2,298	2,291	20,874	53,168	1.3
終 身	3,734	374	11,092	1,357	1,192	11,629	29,004	0.7
10年以上	534	184	199	2	10	450	1,195	0.0
10年未満	3,200	190	10,893	1,355	1,182	11,179	27,809	0.7
小 計	4,268	558	11,291	1,359	1,202	12,079	30,199	0.7
有期 (240月)	907	59	4,359	282	404	6,869	12,821	0.3
10年以上	103	22	57	-	1	221	382	0.0
10年未満	804	37	4,302	282	403	6,648	12,439	0.3
小 計	1,010	81	4,416	282	405	7,090	13,203	0.3
有期 (120月)	1,622	209	4,807	657	680	1,633	9,399	0.2
10年以上	213	103	78	-	4	72	367	0.0
10年未満	1,409	106	4,729	657	676	1,561	9,032	0.2
小 計	1,835	312	4,885	657	684	1,705	9,766	0.2
有期退職年金一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
整理退職一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族に対する一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
公務障害年金	1	-	8	3	-	4	16	-
公務遺族年金	7	-	11	22	1	39	80	-
退職共済年金	246,397	12,707	757,499	176,177	120,231	988,332	2,288,636	54.5
既裁定	168,148	7,872	471,626	102,813	81,827	629,007	1,453,421	34.6
65歳以上	144,491	5,264	411,576	86,808	71,681	514,122	1,228,678	29.2
20年以上	20,234	2,516	42,174	9,757	9,015	96,460	177,640	4.2
20年未満	3,174	70	17,298	2,371	636	14,477	37,956	0.9
繰上げ支給	1	-	-	2	-	3	6	0.0
小 計	167,899	7,850	471,048	98,936	81,332	625,059	1,444,274	34.4
65歳未満	176	11	442	3,786	425	3,259	8,088	0.2
20年以上	72	11	136	89	70	686	1,053	0.0
20年未満	104	-	306	3,697	355	2,573	7,009	0.2
繰上げ支給	1	-	-	2	-	3	6	0.0
小 計	249	22	578	3,877	495	3,948	9,147	0.2
職 域	78,216	4,816	285,859	73,363	38,399	359,257	835,094	19.9
65歳以上	43,727	1,902	152,289	37,772	20,180	198,316	452,284	10.8
20年以上	10,848	1,424	32,590	6,362	6,287	49,829	105,916	2.5
20年未満	2	-	14	56	-	21	93	0.0
繰上げ支給	2	-	14	56	-	21	93	0.0
小 計	54,577	3,326	184,893	44,190	26,467	248,166	558,293	13.3
65歳未満	18,377	796	81,269	25,177	8,633	86,525	219,981	5.2
20年以上	5,262	694	19,697	3,996	3,299	24,566	56,820	1.4
20年未満	13,115	102	61,572	21,181	5,334	61,959	163,161	3.8
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	23,639	1,490	100,966	29,173	11,932	111,091	276,801	6.6
追加費用	33	19	14	1	5	68	121	0.0
65歳以上	25	15	1	-	-	7	33	0.0
20年以上	7	3	13	1	5	60	86	0.0
20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	32	18	14	1	5	67	119	0.0
65歳未満	1	1	-	-	-	1	2	-
20年以上	-	-	-	-	-	-	-	-
20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	1	1	-	-	-	1	2	-
障害共済年金	5,297	276	18,185	4,114	2,009	19,710	49,315	1.2
既裁定	4,657	249	15,953	3,517	1,710	17,533	43,370	1.0
公務等	85	4	247	205	31	285	853	0.0
公務外	4,572	245	15,706	3,312	1,679	17,248	42,517	1.0
職 域	640	27	2,232	597	299	2,177	5,945	0.1
公務等	4	-	16	17	3	17	57	0.0
公務外	636	27	2,216	580	296	2,160	5,888	0.1
追加費用	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族共済年金	97,579	3,267	237,247	65,106	35,265	276,061	711,258	16.9
既裁定	66,084	2,331	156,260	43,959	23,356	186,524	476,183	11.3
公務等	178	1	312	377	54	852	1,773	0.0
公務外	65,906	2,330	155,948	43,582	23,302	185,672	474,410	11.3
職 域	19,845	688	48,738	13,573	7,763	61,453	151,372	3.6
公務等	-	-	6	10	1	18	35	0.0
公務外	19,845	688	48,732	13,563	7,762	61,435	151,337	3.6
追加費用	11,650	248	32,249	7,574	4,146	28,084	83,703	2.0
共済年金計	349,273	16,250	1,012,931	245,397	157,505	1,284,103	3,049,209	72.6
退職年金	9,754	119	61,092	6,694	2,855	25,085	105,480	2.5
減額退職年金	1,278	36	4,877	264	254	3,786	10,459	0.2
通算退職年金	265	56	796	42	159	3,266	4,528	0.1
障害年金	424	11	2,155	170	137	1,543	4,429	0.1
公務上	25	-	60	29	6	62	182	0.0
公務外	399	11	2,095	141	131	1,481	4,247	0.1
遺族年金	6,851	108	14,926	4,216	2,083	16,605	44,681	1.1
公務上	190	2	275	296	47	484	1,292	0.0
公務外	6,661	106	14,651	3,920	2,036	16,121	43,389	1.0
通算遺族年金	91	40	51	6	9	381	538	0.0
旧年金計	18,663	370	83,897	11,392	5,497	50,666	170,115	4.0
合 計	464,344	23,160	1,426,637	343,369	208,393	1,759,917	4,202,660	100.0

(注:在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。)

令和元年度末の年金額(在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者に係る年金額も含みます。)は、総額4兆6,840億円(対前年度比1.6%減)でした。これを共済組合別に見ると、地方職員5,374億円(同2.0%減)、公立学校1兆7,559億円(同1.5%減)、警察4,008億円(同3.0%減)、東京都2,267億円(同1.8%減)、市町村連合会1兆7,632億円(同1.4%減)で、年金種類別年金額、構成割合は<表3-2>のとおりです。

<表3-2> 組合別年金種類別年金額

(単位:千円、%)

区 分	地方職員		公立学校	警 察	東京都	市町村連合会	合 計	構成割合	
		(団体共済部)							
厚生年金保険給付	100,369,265	4,335,881	364,544,807	105,059,303	45,773,046	431,576,023	1,047,322,445	22.4	
老齢厚生年金	90,595,115	4,022,990	341,882,806	97,531,068	41,554,165	395,341,062	966,904,216	20.6	
65歳以上	65,190,845	2,883,033	228,177,956	61,272,011	29,268,063	280,510,138	664,419,013	14.2	
65歳未満	25,403,739	1,139,957	113,696,339	36,214,709	12,286,102	114,822,371	302,423,261	6.5	
繰上げ支給	530	-	8,511	44,348	-	8,553	61,942	0.0	
障害厚生年金	763,640	33,088	3,050,950	859,049	315,397	2,508,024	7,497,060	0.2	
障害手当金	-	-	-	-	-	-	-	-	
遺族厚生年金	9,010,510	279,803	19,611,051	6,669,186	3,903,484	33,726,938	72,921,169	1.6	
脱退一時金	-	-	-	-	-	-	-	-	
退職等年金給付	31,788	4,081	98,771	26,879	10,006	105,379	272,823	0.0	
退職年金	27,700	4,081	84,375	8,950	9,420	79,080	209,525	0.0	
終 身	10年以上	11,844	1,378	34,373	3,739	40,355	93,829	0.0	
	10年未満	1,055	331	331	5	1,110	2,523	0.0	
	小 計	12,899	1,709	34,704	3,744	3,541	41,465	96,352	0.0
有期 (240月)	10年以上	2,439	202	14,837	881	1,186	23,454	42,797	0.0
	10年未満	148	30	110	-	2	518	779	0.0
	小 計	2,587	232	14,948	881	1,187	23,972	43,575	0.0
有期 (120月)	10年以上	11,340	1,782	34,412	4,324	4,669	13,263	68,008	0.0
	10年未満	875	358	312	-	23	380	1,589	0.0
	小 計	12,214	2,140	34,724	4,324	4,692	13,643	69,597	0.0
有期退職年金一時金	-	-	-	-	-	-	-	-	
整理退職一時金	-	-	-	-	-	-	-	-	
遺族に対する一時金	-	-	-	-	-	-	-	-	
公務障害年金	1,182	-	10,323	7,844	-	7,581	26,929	-	
公務遺族年金	2,905	-	4,073	10,086	587	18,718	36,369	-	
退職共済年金	277,061,775	10,140,383	856,151,081	187,392,819	127,749,188	932,840,119	2,381,194,980	50.8	
既裁定	260,840,284	9,421,921	792,890,319	170,031,207	120,247,635	861,700,563	2,205,710,007	47.1	
65歳以上	20年以上	251,065,446	8,631,900	756,917,323	157,982,491	116,328,209	810,474,851	2,092,768,319	44.7
	20年未満	5,047,977	681,189	10,877,609	2,029,652	2,363,065	27,252,728	47,571,030	1.0
	繰上げ支給	4,463,092	95,277	24,421,140	3,385,913	827,384	18,831,447	51,928,975	1.1
65歳未満	小 計	260,576,515	9,408,365	792,216,072	163,398,056	119,518,657	856,559,027	2,192,268,325	46.8
	20年以上	247,636	12,165	643,116	6,611,542	711,798	4,996,595	13,210,687	0.3
	20年未満	14,642	1,391	31,131	17,871	17,180	141,706	222,530	0.0
職 域	繰上げ支給	1,491	-	-	3,738	-	3,235	8,464	0.0
	小 計	263,769	13,556	674,247	6,633,151	728,978	5,141,536	13,441,682	0.3
	20年以上	16,184,743	697,375	63,253,046	17,361,451	7,500,273	71,115,868	175,415,380	3.7
65歳以上	20年未満	11,342,017	470,668	41,205,576	10,591,232	5,196,585	49,089,102	117,424,512	2.5
	繰上げ支給	213,819	24,197	629,976	152,911	115,965	994,804	2,107,475	0.0
	小 計	99	-	1,727	7,527	-	1,654	11,007	0.0
65歳未満	小 計	11,555,936	494,865	41,837,279	10,751,670	5,312,550	50,085,560	119,542,994	2.6
	20年以上	4,533,952	191,235	21,092,658	6,541,639	2,131,050	20,583,120	54,882,419	1.2
	20年未満	94,855	11,275	323,109	68,141	56,673	447,188	989,967	0.0
追加費用	繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	4,628,808	202,510	21,415,767	6,609,781	2,187,723	21,030,308	55,872,386	1.2
	20年以上	36,748	21,087	7,716	161	1,280	23,688	69,593	0.0
65歳以上	20年未満	34,545	19,277	1,482	-	-	9,712	45,739	0.0
	繰上げ支給	1,008	616	6,233	161	1,280	12,794	21,478	0.0
	小 計	-	-	-	-	-	-	-	-
65歳未満	小 計	35,553	19,892	7,716	161	1,280	22,506	67,217	0.0
	20年以上	1,194	1,194	-	-	-	1,182	2,376	-
	20年未満	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	
障害共済年金	5,116,026	261,282	19,209,848	4,561,439	1,830,912	18,793,491	49,511,715	1.1	
既裁定	5,013,268	257,455	18,781,510	4,430,647	1,781,688	18,430,219	48,437,332	1.0	
公務等	232,789	6,652	685,428	578,336	98,005	840,996	2,435,554	0.1	
公務外	4,780,479	250,803	18,096,082	3,852,312	1,683,683	17,589,223	46,001,778	1.0	
職 域	102,758	3,827	428,338	130,792	49,224	363,272	1,074,383	0.0	
公務等	6,529	-	28,513	29,484	4,577	35,889	104,993	0.0	
公務外	96,229	3,827	399,824	101,307	44,647	327,383	969,390	0.0	
追加費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
遺族共済年金	118,118,629	2,306,578	319,357,092	80,393,230	41,184,595	295,504,231	854,557,776	18.2	
既裁定	97,635,594	1,894,081	258,946,512	66,728,822	33,892,539	246,728,481	703,931,948	15.0	
公務等	288,915	1,164	514,082	629,527	86,851	1,321,804	2,841,180	0.1	
公務外	97,346,678	1,892,917	258,432,430	66,099,295	33,805,688	245,406,677	701,090,768	15.0	
職 域	2,394,953	69,096	6,500,162	1,836,408	985,224	7,683,189	19,399,934	0.4	
公務等	-	-	3,690	5,123	458	8,923	18,194	0.0	
公務外	2,394,953	69,096	6,496,472	1,831,285	984,765	7,674,265	19,381,740	0.4	
追加費用	18,088,082	343,401	53,910,418	11,828,000	6,306,832	41,092,561	131,225,894	2.8	
共済年金計	400,296,429	12,708,242	1,194,718,020	272,347,487	170,764,696	1,247,137,840	3,285,264,471	70.1	
退職年金	25,013,725	220,670	162,138,617	16,743,104	6,789,871	54,348,441	265,033,758	5.7	
減額退職年金	2,042,308	50,622	9,699,605	377,002	426,668	6,301,293	18,846,876	0.4	
通算退職年金	227,932	23,393	697,434	42,916	177,462	2,304,999	3,450,743	0.1	
障害年金	775,428	17,079	4,040,542	334,205	225,621	2,474,067	7,849,863	0.2	
公務上	76,475	-	206,880	101,986	17,185	208,511	611,036	0.0	
公務外	698,952	17,079	3,833,662	232,219	208,437	2,265,556	7,238,827	0.2	
遺族年金	8,604,781	97,079	19,937,573	5,818,470	2,537,266	18,886,961	55,785,051	1.2	
公務上	377,969	3,191	582,024	632,132	94,298	939,219	2,625,641	0.1	
公務外	8,226,812	93,888	19,355,549	5,186,338	2,442,968	17,947,742	53,159,410	1.1	
通算遺族年金	23,138	6,654	18,234	2,918	4,890	108,049	157,228	0.0	
旧年金計	36,687,311	415,497	196,532,005	23,318,615	10,161,778	84,423,809	351,123,518	7.5	
合 計	537,384,793	17,463,700	1,755,893,602	400,752,284	226,709,526	1,763,243,051	4,683,983,257	100.0	

(注:在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者に係る年金額も含みます。)

令和2年度第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況

[資金運用部運用第一課]

ご紹介

令和2年度第3四半期における地方公務員共済組合連合会の積立金の管理及び運用実績状況並びに地方公務員共済全体の積立金の管理及び運用実績状況について、主な内容をお知らせします。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」内、「資金運用状況」「令和2年度」「第3四半期:管理及び運用実績の状況」にてご覧になれます。<https://www.chikyoren.or.jp/sikin/joukyo.html>)

年金積立金は長期的な運用を行うものですので、その運用状況も長期的に判断することが必要です。

また、総合収益額は、各期末時点での時価に基づく評価であるため、評価損益を含んでおり、市場の動向によって変動するものであることにもご留意ください。

なお、当該四半期における運用実績については、速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

市場環境【各市場の動き(令和2年10月～12月)】

国内債券

10年国債利回りは横ばいでした。日本銀行の大規模な金融緩和を背景に引き続き低位横ばいで推移しました。

国内株式

国内株式は上昇しました。米国大統領選挙の結果を受けて財政拡張観測が強まったことや、新型コロナウイルスのワクチン開発期待などを背景に上昇しました。

外国債券

米国10年国債利回りは上昇しました。世界的な投資家のリスク選好姿勢、米国の財政拡張観測の強まり、新型コロナウイルスのワクチン開発による景気回復期待などを背景に上昇しました。

外国株式

欧米株式ともに上昇しました。米国大統領選挙の結果を受けて財政拡張観測が強まったことや、新型コロナウイルスのワクチン開発期待などを背景に上昇しました。

外国為替

ドル円は、米国の大規模な金融緩和や経常赤字の拡大などを背景にドル安が進行し、円高ドル安となりました。ユーロ円は、世界的な投資家のリスク選好姿勢が強まりユーロが買われ、円安ユーロ高となりました。

【ベンチマーク収益率】

【参考指標】

	令和2年 10～12月		令和2年 9月末	令和2年 10月末	令和2年 11月末	令和2年 12月末
国内債券 NOMURA-BPI総合	▲0.00%	国内債券 (10年国債利回り) (%)	0.02	0.04	0.03	0.02
国内株式 TOPIX (配当込み)	11.19%	国内株式 (TOPIX配当なし) (ポイント)	1,625.49	1,579.33	1,754.92	1,804.68
外国債券 FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし円ベース)	0.67%	国内株式 (日経平均株価) (円)	23,185.12	22,977.13	26,433.62	27,444.17
外国株式 MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み)	12.27%	外国債券 (米国10年国債利回り) (%)	0.68	0.87	0.84	0.91
		外国債券 (ドイツ10年国債利回り) (%)	▲ 0.52	▲ 0.63	▲ 0.57	▲ 0.57
		外国株式 (NYダウ) (ドル)	27,781.70	26,501.60	29,638.64	30,606.48
		外国株式 (ドイツDAX) (ポイント)	12,760.73	11,556.48	13,291.16	13,718.78
		外国為替 (ドル/円) (円)	105.53	104.54	104.28	103.25
		外国為替 (ユーロ/円) (円)	123.75	121.77	124.73	126.33

① 厚生年金保険給付調整積立金

運用利回り **+6.10%**
(修正総合収益率・運用手数料等控除前)

運用収入額 **+ 7,231億円**
(総合収益額・運用手数料等控除前)

運用資産残高 **12兆4,767億円**
(時価)

② 経過的長期給付調整積立金

運用利回り **+6.08%**
(修正総合収益率・運用手数料等控除前)

運用収入額 **+7,558億円**
(総合収益額・運用手数料等控除前)

運用資産残高 **13兆857億円**
(時価)

③ 退職等年金給付調整積立金

運用利回り **+ 0.08%**
(実現収益率)

運用収入額 **+0.56億円**
(実現収益額)

運用資産残高 **690億円**
(簿価)

1 厚生年金保険給付調整積立金の運用状況

(1) 資産構成割合

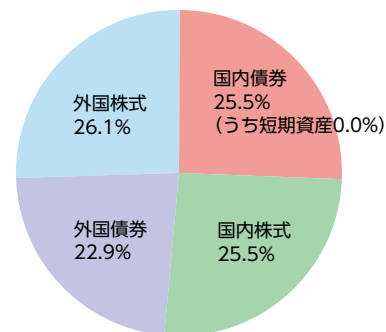
資産構成割合は、市場の時価変動の影響などにより、以下のとおりとなりました。

(基本ポートフォリオの見直しを行い、令和2年度から、国内債券は35%から25%に、外国債券は15%から25%に変更となりました。)

(単位:%)

	令和2年度				基本 ポートフォリオ
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	32.1	29.3	25.5	—	25.0
うち短期資産	(0.0)	(0.1)	(0.0)	—	
国内株式	23.7	24.3	25.5	—	25.0
外国債券	18.0	20.0	22.9	—	25.0
外国株式	26.2	26.5	26.1	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±10%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は0.8% (上限5%) です。

(2) 運用利回り

修正総合収益率¹は、内外株式の上昇等により6.10%となりました。

時間加重収益率²については6.15%となり、資産別では、国内債券は0.08%、国内株式は11.50%、外国債券は0.79%、外国株式は12.31%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)³は、7,231億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券は26億円、国内株式は3,286億円、外国債券は212億円、外国株式は3,706億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、12兆4,767億円となりました。

(単位:億円)

	令和2年度											
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	36,234	36,734	500	34,047	34,514	467	31,358	31,805	447	—	—	—
うち短期資産	(18)	(18)	(0)	(98)	(98)	(0)	(27)	(27)	(0)	—	—	—
国内株式	23,961	27,167	3,206	24,186	28,589	4,402	24,809	31,870	7,061	—	—	—
外国債券	19,845	20,675	830	22,660	23,537	878	27,513	28,515	1,002	—	—	—
外国株式	22,102	30,034	7,932	22,099	31,220	9,120	20,759	32,576	11,817	—	—	—
合計	102,142	114,611	12,468	102,992	117,859	14,867	104,439	124,767	20,328	—	—	—

(注) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

1 修正総合収益率

時価ベースで運用成果を測定する尺度の1つであり、算出が比較的容易なことから、運用の効率性を表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標として用いられます。
(計算式) 修正総合収益率 = (売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益) + 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益)) / (元本(簿価)平均残高 + 前期末未収収益 + 前期末評価損益)

2 時間加重収益率

運用機関の意思によってコントロールできない運用元本等の流入出の影響を排除して、時価に基づいて計算した収益率です。このため、運用機関の運用能力を評価するのに適した収益率の計算方法となっています。

3 総合収益額

実現収益額(利息・配当金収入に売買損益等を加えたもの)に加え資産の時価評価による評価損益を加味することにより、時価に基づく収益把握を行ったものです。
(計算式) 総合収益額 = 売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益) + 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益)

2 経過的長期給付調整積立金の運用状況

(1) 資産構成割合

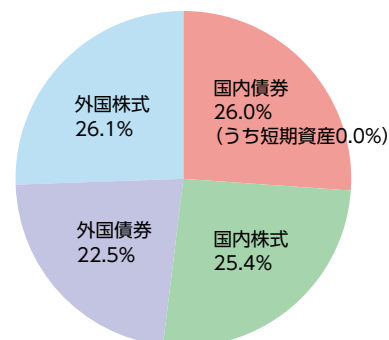
資産構成割合は、市場の時価変動の影響などにより、以下のとおりとなりました。

(基本ポートフォリオの見直しを行い、令和2年度から、国内債券は35%から25%に、外国債券は15%から25%に変更となりました。)

(単位:%)

	令和2年度				基本 ポートフォリオ
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	31.8	29.2	26.0	—	25.0
うち短期資産	(0.0)	(0.1)	(0.0)	—	
国内株式	23.6	24.2	25.4	—	25.0
外国債券	18.4	20.2	22.5	—	25.0
外国株式	26.2	26.4	26.1	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±10%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、内外株式の上昇等により6.08%となりました。

時間加重収益率については、6.13%となり、資産別では、国内債券は0.06%、国内株式は11.52%、外国債券は0.77%、外国株式は12.32%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、7,558億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券は23億円、国内株式は3,434億円、外国債券は217億円、外国株式は3,883億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、13兆857億円となりました。

(単位:億円)

	令和2年度											
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	37,653	38,131	478	35,593	36,005	412	33,687	34,053	366	—	—	—
うち短期資産	(2)	(2)	(0)	(80)	(80)	(0)	(21)	(21)	(0)	—	—	—
国内株式	24,903	28,355	3,452	25,120	29,829	4,709	25,767	33,262	7,495	—	—	—
外国債券	21,216	22,109	893	24,044	25,002	958	28,331	29,420	1,088	—	—	—
外国株式	22,985	31,379	8,394	22,993	32,639	9,646	21,625	34,122	12,497	—	—	—
合計	106,756	119,974	13,217	107,751	123,475	15,724	109,410	130,857	21,447	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

3 退職等年金給付調整積立金の運用状況

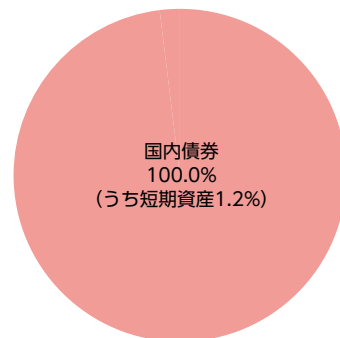
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和2年度				基本 ポートフォリオ
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	100.0	100.0	100.0	—	100.0
うち短期資産	(0.2)	(0.0)	(1.2)	—	
合計	100.0	100.0	100.0	—	

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.08%となりました。

退職等年金給付調整積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(3) 運用収入額

実現収益額(簿価)は、0.56億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(簿価)は、690億円となりました。

(単位:億円)

	令和2年度											
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	617	623	6	639	646	7	690	698	8	—	—	—
うち短期資産	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(0)	—	—	—
合計	617	623	6	639	646	7	690	698	8	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

① 厚生年金保険給付積立金

運用利回り	+5.93% (修正総合収益率・運用手数料等控除後)
運用収入額	+ 1兆2,827億円 (総合収益額・運用手数料等控除後)
運用資産残高	22兆5,973億円 (時価)

② 経過的長期給付積立金

運用利回り	+6.07% (修正総合収益率・運用手数料等控除後)
運用収入額	+1兆3,359億円 (総合収益額・運用手数料等控除後)
運用資産残高	23兆1,154億円 (時価)

③ 退職等年金給付積立金

運用利回り	+0.11% (実現収益率)
運用収入額	+15億円 (実現収益額)
運用資産残高	1兆4,538億円 (簿価)

1 厚生年金保険給付積立金の運用状況

(1) 資産構成割合

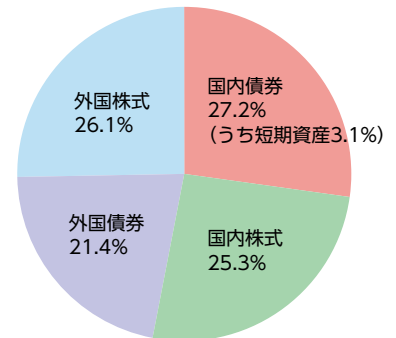
資産構成割合は、市場の時価変動の影響などにより、以下のとおりとなりました。

(基本ポートフォリオの見直しを行い、令和2年度から、国内債券は35%から25%に、外国債券は15%から25%に変更となりました。)

(単位:%)

	令和2年度				基本 ポートフォリオ
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	33.7	32.1	27.2	—	25.0
うち短期資産	(2.9)	(4.8)	(3.1)	—	
国内株式	23.6	23.6	25.3	—	25.0
外国債券	17.4	19.0	21.4	—	25.0
外国株式	25.3	25.2	26.1	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±20%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は0.7% (上限5%) です。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、内外株式の上昇等により5.93%となりました。

資産別の修正総合収益率については、国内債券は0.10%、国内株式は11.29%、外国債券は0.81%、外国株式は12.11%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、1兆2,827億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券は65億円、国内株式は5,840億円、外国債券は360億円、外国株式は6,562億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、22兆5,973億円となりました。

(単位:億円)

	令和2年度											
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	68,247	69,732	1,485	68,415	69,782	1,367	60,160	61,452	1,292	—	—	—
うち短期資産	(6,056)	(6,056)	(0)	(10,490)	(10,490)	(0)	(6,959)	(6,959)	(0)	—	—	—
国内株式	42,992	48,747	5,756	43,316	51,341	8,025	44,368	57,169	12,802	—	—	—
外国債券	34,499	35,986	1,487	39,809	41,374	1,564	46,668	48,443	1,774	—	—	—
外国株式	38,569	52,289	13,721	38,814	54,889	16,074	37,573	58,909	21,336	—	—	—
合計	184,306	206,755	22,448	190,354	217,385	27,031	188,769	225,973	37,204	—	—	—

(注) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

2 経過的長期給付積立金の運用状況

(1) 資産構成割合

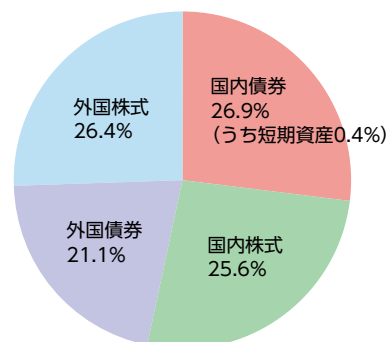
資産構成割合は、市場の時価変動の影響などにより、以下のとおりとなりました。

(基本ポートフォリオの見直しを行い、令和2年度から、国内債券は35%から25%に、外国債券は15%から25%に変更となりました。)

(単位:%)

	令和2年度				基本 ポートフォリオ
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	33.2	30.3	26.9	—	25.0
うち短期資産	(0.3)	(0.4)	(0.4)	—	
国内株式	23.7	24.3	25.6	—	25.0
外国債券	17.6	19.4	21.1	—	25.0
外国株式	25.5	26.0	26.4	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±20%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 不動産・団体生存保険については、国内債券に含めています。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、内外株式の上昇等により6.07%となりました。

資産別の修正総合収益率については、国内債券は0.11%、国内株式は11.32%、外国債券は0.80%、外国株式は12.15%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、1兆3,359億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券は73億円、国内株式は6,088億円、外国債券は364億円、外国株式は6,834億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、23兆1,154億円となりました。

(単位:億円)

	令和2年度											
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	68,641	70,889	2,247	64,416	66,411	1,995	60,307	62,073	1,766	—	—	—
うち短期資産	(659)	(659)	(0)	(963)	(963)	(0)	(1,026)	(1,026)	(0)	—	—	—
国内株式	44,271	50,674	6,403	44,714	53,447	8,733	45,521	59,212	13,691	—	—	—
外国債券	36,079	37,738	1,658	40,887	42,654	1,768	46,864	48,844	1,980	—	—	—
外国株式	39,413	54,512	15,099	39,498	56,985	17,487	38,088	61,025	22,937	—	—	—
合計	188,405	213,812	25,407	189,515	219,498	29,983	190,780	231,154	40,375	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 不動産・団体生存保険については、国内債券に含めています。

3 退職等年金給付積立金の運用状況

(1) 資産構成割合

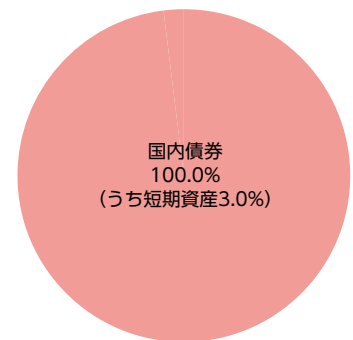
資産構成割合は、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和2年度				基本 ポートフォリオ
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	100.0	100.0	100.0	—	100.0
うち短期資産	(3.6)	(2.1)	(3.0)	—	
合計	100.0	100.0	100.0	—	100.0

(注) 貸付金・投資不動産については、国内債券に含めています。

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.11%となりました。

退職等年金給付積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(3) 運用収入額

実現収益額(簿価)は、15億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(簿価)は、1兆4,538億円となりました。

(単位:億円)

	令和2年度											
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	13,072	13,185	113	13,778	13,911	133	14,538	14,694	155	—	—	—
うち短期資産	(467)	(467)	(0)	(296)	(296)	(0)	(440)	(440)	(0)	—	—	—
合計	13,072	13,185	113	13,778	13,911	133	14,538	14,694	155	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

(注3) 貸付金・投資不動産については、国内債券に含めています。

国内株式ESGプロダクトの採用について

[資金運用部運用第二課]

連合会は、平成22年に国内株式ESGプロダクトへの投資を開始し、その後、徐々に採用プロダクト数や投資金額を増やしてきたが、近年、世界的にESG投資への関心が高まっていること、「厚生年金保険給付調整積立金に関する基本方針」等のESG投資に関する項目が改正されたこと、菅首相が2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したことなども踏まえ、令和2年12月に、以下のESGプロダクトを採用した。

今回の採用により、連合会の国内株式全体のうちESGプロダクトが占める割合は、令和2年12月末時点で約13%となった。

(参考) 厚生年金保険給付調整積立金に関する基本方針

I 厚生年金保険給付調整積立金の管理及び運用の基本的な方針

9 非財務的要素を考慮した投資

厚生年金保険給付調整積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

運用機関名	運用手法	ベンチマーク	委託運用額
野村アセット マネジメント	アクティブ運用	TOPIX(配当込み)	300億円
ニッセイ アセットマネジメント	アクティブ運用	TOPIX(配当込み)	300億円
アセットマネジメント One	アクティブ運用	TOPIX(配当込み)	300億円
三井住友信託銀行	パッシブ運用	MSCIジャパンESG セレクト・リーダーズ指数	3,000億円
三井住友信託銀行	パッシブ運用	S&P/JPXカーボン・ エフィシエント指数	3,000億円

令和3年度における地方公務員 共済組合の事業運営について

[総務省自治行政局公務員部福利課]

ご紹介

令和3年度における地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の事業運営については、総務省から「令和3年度における地方公務員共済組合の事業運営について」(令和3年1月28日付け総行福第6号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)が示されたところです。

この通知は、共済組合の事業運営に関する一般的事項、短期給付に関する事項、長期給付に関する事項、保健事業に関する事項等から構成されております。

以下その内容を掲載します。

令和3年度における貴組合の事業運営については、別紙記載事項に留意の上、適正に執行されるようお願いいたします。

1 事業運営に関する一般的事項

- 1 (1) 地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の業務の運営に当たっては、事務処理の合理化及び職員の適正配置等により組織の簡素化を図り、かつ、その組織の規模及び構成等を勘案して適正な人事管理及び昇進管理を行うこと。また、職員研修を一層充実し、職員の意識の向上及び職場の活性化を図ること等により、効率的な業務の執行体制を確保すること。

(2) 国においては「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に基づき、新規増員は特に必要と認められる場合に限るなど、行政機関の機構及び定員を厳格に管理していること及び地方公共団体においては、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(令和2年11月6日総行給第52号、総行公第157号、総行女第43号総務副大臣通知)に基づき、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組んでいる。共済組合においては、これらを勘案して、引き続き徹底した業務の見直しや効率化を図るとともに、共済組合を取り巻く課題に的確に対応できるよう計画的かつ適正な定員管理の推進に取り組むこと。

- 2 (1) 職員の給与及び諸手当(退職手当を含む。)については、国家公務員の給与等の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の給与等の取扱いを勘案して適正に措置すること。

なお、施設職員の給与については、従事する業務の内容に応じて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表に定める行政職俸給表(二)に相当する給料表を適用すること。

(2) 職員の勤務時間及び休暇等の勤務条件については、国家公務員の勤務条件の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の勤務条件の取扱いを勘案して適正に措置すること。

- 3 (1) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により定められた長時間労働

の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置について、共済組合においても適切に対応するとともに、時間外勤務縮減及び年次有給休暇の取得促進、早出遅出勤務やフレックスタイム制等の活用による多様で柔軟な働き方の実現に努めること。

(2) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定)において、事業主は、国が行う対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって過労死等の防止のための対策に取り組むこととされていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)により、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずるものと定められ、令和2年6月1日に施行されたことから、共済組合においては、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)等も踏まえ、適切に対応すること。

(4) 「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)においては、男性の育児休業取得率について、2025年までに、地方公務員、民間企業、国家公務員における割合を30%とする目標の達成が求められており、女性の登用については、2025年度末までに、都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合を30%(40%)と、都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合を16%(22%)と、民間企業の係長(課長)相当職に占める女性の割合を30%(18%)とする目標の達成が求められていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。

(5) テレワークについては、働き方改革や業務効率化、感染症拡大の未然防止等のための有効な手段となっていることから、テレワーク導入事例や「テレワークセキュリティガイドライン(第4版)」(平成30年4月総務省策定)等を参考に、テレワークの推進にできるだけ取り組むこと。

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染を予防するため、地域の感染状況に応じて、職場における新型コロナウイルス感染症の感染予防のための取組(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、喚起励行、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等)とともに、必要な業務継続を前提とした在宅勤務(テレワーク)やローテーション勤務等による出勤者の削減、時差出勤による人と人との接触の低減、出張等による移動を減らすためのテレビ会議等の活用などの取組を推進すること。

4 地方公共団体において人事評価制度が本格的に実施されていることを踏まえ、共済組合においても、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、国や地方公共団体の人事評価制度・運用を参考に、共済組合の実情に応じて公正かつ客観的な人事評価制度に取り組むこと。

5 (1) 共済組合の事務処理については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等関係法令を遵守しつつ、共済組合を組織する地方公共団体における取組を勘案し、事務・事業の整理、民間委託、ICTの利活用、人事管理の適正化等を積極的に推進するなど、一層の経費の削減につながる事務処理を行うこと。

その際、事務用品経費及びシステム開発等経費の削減、ICT化によるペーパーレス化、タクシー・ハイヤーの利用の在り方、出張旅費の削減、会議等の在り方については、次のことに留意すること。

- ① 事務用品及びシステム開発等については、地方公務員等共済組合法等関係法令を遵守の上、原則として、入札等の手続によること。
- ② ICT化によるペーパーレス化については、ICT化に係る費用とペーパーレス化の効果の関係を十分検討すること。
- ③ タクシー・ハイヤーについては、
 - ア 手荷物等の運搬の場合
 - イ 業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合
 - ウ 通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合
 - エ 出張の目的又は用務の内容により、タクシーを利用することが合理的である場合又は公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合
 - オ 健康管理上特に必要性が認められた場合
 等に利用すること。

また、帳簿等を備え、利用の都度、利用日時、目的地、利用目的、利用者名等の利用状況を記録し、利用者から領収書等を提出させ、管理すること。

- ④ 出張については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

また、出張旅費については、

 - ア 行程等に支障のない限り、パック商品(運賃・宿泊代がセットになったもの)、割引航空券(普通航空券及び往復割引航空券を除く。)の利用を行い、利用後の航空券の半券、パック商品の領収書等を提出させ、管理
 - イ 日当については、全行程で公用車等を利用するなど日当で賄うこととされている交通費実費が伴わない方法による出張の場合又は午前のみ若しくは午後のみ出張など昼食を要しないことが明らかな場合は、日当の本来支給額の2分の1を支給すること。

⑤ 会議等については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

(2) 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、職場において、LED照明への置換え、低炭素製品への買換え及びフールビズ、ウォームビズ等の低炭素なライフスタイル・ワークスタイルの選択の取組が求められていることを踏まえ、共済組合においては、これらの取組を実施するよう努めること。

6 (1) 職員による横領・収賄、飲酒運転、及び個人情報漏洩等不祥事件を未然に防止する観点から、綱紀の粛正、服務規律の確保及び職務に係る倫理の保持には、一層の徹底を図ること。

(2) 資金を扱う業務(年金の支払い、医療給付金の還付、資金運用、宿泊施設における売上金管理等)については、1人の職員ですべての事務を行うことのないよう、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討し、責任の所在を明確化することにより、管理体制及び運用の両面からの事故防止対策を図ること。

7 契約事務を含む経費の執行に当たっては、いやしくも社会的批判を招くことのないよう、法令の規定を遵守することはもとより、事務手続のより一層の透明性及び公平性を確保すること。また、経費の執行については、その必要性及び内容について十分な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取扱いに準じて、疑念を招くことのないように適切なものとする。その際、契約や経費支出に関する諸規程に必要な改善を加える等適正な対応を図ること。

併せて、執行担当職員に対する権限の集中を避け、管理監督者の責任体制を確立するとともに、部内における相互けん制機能の発揮に努めること。

8 (1) 組合員の個人情報については、共済組合において策定した個人情報の保護に関する規程に基づき、個人情報を取り扱う事務の処理方法及び個人情報保護の重要性に関する研修等を通じて担当職員の育成を行うことにより、引き続き個人情報の適正な管理を確保すること。

なお、共済組合において策定した個人情報の保護に関する規程については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号から第9号まで)の内容を踏まえたものとする。

(2) 保険者番号及び組合員等記号・番号(以下「組合員等記号・番号等」という。)の取扱いについては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)により、地方公務員等共済組合法が改正され、本改正の施行(令和2年10月1日)以後、共済組合は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならないところである。共済組合においては、組合員等記号・番号等の告知を求める際には、当該法改正を踏まえその必要性を事前に十分に検討すること。

(3) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第13条の規定に基づく指定を受けた共済組合4法人については、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成30年7月25日内閣サイバーセキュリティセンター決定)を踏まえた対策を講ずること。特に、「独立行政法人等における情報セキュリティインシデント発生時の対応とその予防について」(令和2年9月29日付総務省大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室長通知)を踏ま

え、インシデントの発生防止及び発生時の影響低減のための対策の実施、インシデントが発生した場合の当課への速やかな連絡や通信ログの取得・保存など適切な調査や対処を可能とする対策を実施すること。

また、その他共済組合については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和2年12月28日総務省地域情報政策室公表)等を参考とし、情報セキュリティに関する適切な対策を講ずること。

特に、情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保については、上記ガイドラインにおいて、情報システム機器を廃棄、リース返却等をする場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならないとされているが、この場合、一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても復元が困難な状態とすることが重要であり、OS及び記憶装置の初期化(フォーマット等)による方法は、ハードディスク等の記憶演算子にはデータの記憶が残った状態となるため適当ではないとされていることから、共済組合においても適切に対応すること。

(4) Twitter及びFacebook等のいわゆるSNSを利用するに当たっては、共済組合の服務規程等を遵守し、上記(3)掲載のガイドライン、「総務省公式SNS(Twitter及びFacebook)運用方針」(平成25年6月11日総務省政策評価広報課広報室公表)及び「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」(平成25年6月28日総務省人事・恩給局参事官室公表)等を参考に、適切に利用を行うこと。

なお、利用に当たって多数の批判的コメントが寄せられた場合には、直ちに補足説明若しくは謝罪等の投稿を行うか又は静観等の対応を行うかを決定し、事態の解消を図ること。

9 (1) 国においては、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき定められた「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月28日閣議決定)に基づき業務継続計画の策定が求められていること及び地方公共団体においては、「地方公共団体における業務継続計画の策定について」(平成30年12月26日消防第198号消防庁国民保護・防災部防災課長通知)に基づき業務継続計画の策定が求められていることにかんがみ、共済組合においても、国の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の取扱いを勘案して、業務継続計画の策定や内容の充実に向けて検討すること。

(2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条の規定に基づき策定された「防災基本計画」(令和2年5月29日中央防災会議決定)において、国等が住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄等の普及啓発を図ることとされていることにかんがみ、共済組合においては、適切な備蓄等を行うよう努めること。

10 組合員の標準報酬の決定及び改定に当たっては、当該標準報酬の額が掛金・負担金や給付額の算定に用いられることについて十分理解の上、適切に実施すること。

特に、いわゆる随時改定、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定に係る算定基礎額の確認に当たっては、改定すべき要件を満たしているか、算定した額が著しく不当なものとなっていないか等について確認し、適切に対応すること。

なお、一定の要件を満たす場合は、いわゆる保険者算定を行うことに留意すること。

11 組合員及びその被扶養者並びに年金受給者に対し、共済組合制度についての認識及び理解を深めるよう積極的に広報活動を行い、その周知徹底に努めるとともに、相談業務の充実強化を図ること。

12 共済組合以外の実施機関が発出するねんきん定期便に係る年金受給権者等からの照会内容のうち、被用者年金一元化前の共済組合制度の内容に係るものについては、共済組合において責任を持って対応すること。

13 地方公共団体においては、生涯生活設計及び健康保持増進等のライフプラン関連施策の計画的な推進が図られているところであるが、共済組合においても地方公共団体と協力しつつ、その推進を図ること。なお、この場合の費用については、当該事業の実施主体等の役割分担、対象者の受益度等を勘案して適切に負担すること。

また、共済組合がライフプラン関連施策の推進を図る場合には、一般財団法人地域社会ライフプラン協会の諸事業との協力及び連携に十分留意すること。なお、平成29年1月から、地方公務員も個人型確定拠出年金に加入できるようになった点にも留意すること。

14 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、平成28年1月から順次個人番号の利用が開始されたことから、個人番号を含む特定個人情報の取扱いに留意すること。

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、情報照会・提供機関として、適切に対応するとともに、積極的にその活用の推進を図ること。

15 地方公務員共済組合制度については、任用が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものは「職員」に含まれるものとして適用があるものであり、これらの要件に該当する者については、当該要件に該当するに至った日以後、同制度の法令等が適用されることとなる(地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第2条第5号等)。

この法令等の適用については、令和2年4月1日に施行された会計年度任用職員であっても変わることはなく、当該要件に該当する会計年度任用職員について、引き続きこの法令等を適切に適用していくことが必要であることに留意すること。

また、地方公務員法第22条の3第1項又は第4項に基づく臨時的任用職員については、「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられ、地方公務員等共済組合法第2条第1号に規定する「職員」となることから、任用の日から地方公務員共済組合制度の法令等が適用されることに留意すること。

16 共済組合における押印・書面・対面規制については、「地方公務員共済組合における押印・書面・対面の手続見直しについて」(令和2年12月28日付け総行福第318号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)により、その見直しを要請したところであるが、共済組合においては、押印を求めている手続について適宜見直しを進めるとともに、電子メールでのオンライン化等が行えるように取り組むこと。

2 短期給付に関する事項

- 1 短期給付事業の実施に当たっては、制度改革や医療費の増高等の短期給付事業を取り巻く状況を十分把握の上、健全な事業運営が確保できるよう努めること。
また、令和4年10月1日から施行される適用拡大に向けて、新たに適用対象となる非常勤職員の人数等について実態把握に努めるとともに、短期給付財政への影響を検証し、財源率の検討等の対応を行うこと。
- 2 短期給付財政については、共済組合全体として年々厳しくなっており、財政状況が窮迫している共済組合が増加していることから、その健全性を確保するため、不適正な医療費を排除する観点に立ったレセプト審査の強化や、短期給付財政の安定化に資するための計画（データヘルス計画）に基づく、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図り、総合的な医療費の適正化対策を積極的に実施すること。
- 3 ジェネリック医薬品については「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において定められた使用割合の目標値をおおむね達成しているが、差額通知の発出等、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組を引き続き実施すること。
併せて、共済組合の医療費の実態の関係者への周知、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動の強化等、医療費増高対策についても引き続き積極的に実施すること。
- 4 附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を踏まえ、その見直しを行うとともに、他の医療保険制度との均衡を十分勘案して適正に定めること。
特に、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金等の基礎控除額については、国家公務員共済組合及び健康保険組合における基礎控除額との均衡を勘案し、高額療養費算定における上位所得者区分に倣った所得区分を新たに設け、当該区分の基礎控除額は5万円（合算高額療養費附加金は10万円）とすること。

- 5 柔道整復師の施術及びはり・きゅうの施術に係る療養費の支給に係る取扱いについては、それぞれ「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（平成25年4月24日保発0424第3号厚生労働省保険局長通知）等により示されているところである。
柔道整復師の施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を求めているが、はり・きゅうの施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を要していないことから、共済組合において総括票の添付を求めようとする場合には、共済組合と施術者との間で総括票の取扱いを協議する必要があること等に留意の上、療養費の支給事務に遺漏のないように適切に行うこと。
- 6 東日本大震災の被災組合員等については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）その他の措置により、一部負担金の支払の免除措置等が講じられてきたところであり、福島原発事故による避難指示等対象地域の一部の住民については一部負担金の免除措置が継続されているところであるが、今後の取扱いについてはその動向に注視すること。
- 7 組合員及び被扶養者については、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を一層着実に進めるため、令和3年度においても引き続きマイナンバーカードの取得及び健康保険証として利用するための初回登録を推進すること。
特に、これらの推進に係る組合員及び被扶養者への広報媒体等を通じた周知についても保険者として引き続き積極的に実施すること。

3 長期給付に関する事項

- 1 長期給付については、平成27年10月の被用者年金の一元化に伴い、公務員の厚生年金への加入及び「年金払い退職給付」制度が創設されたところである。共済組合においては、いわゆるワンストップサービスの実施や2以上の種別の被保険者期間を有する者に係る在職支給停止等の各種事務手続きについて、共済情報連携システムを効果的に活用すること等により、引き続き遺漏のないよう適切に対処すること。
- 2 年金制度全般に対する職員の理解の一層の促進を図り、組合員原票の移管、全組合員期間に係る標準報酬（給与）記録の管理、国民年金制度における第3号被保険者の届出経由、基礎年金の支払い、加給年金額対象者のデータ管理、併給調整に関する情報交換並びに雇用保険給付及び老齢厚生年金に係る調整対象者の調査把握等の事務処理については遺漏のないよう努めること。
- 3 長期給付に係る事務処理については、年金事務機械処理標準システム及び住民基本台帳ネットワークシステム等の活用により事務の省力化及び迅速化を一層推進し、年金受給者の便宜にも一層配慮すること。

- また、年金の支給額の誤りを防止するため、年金の裁定、決定及び改定並びに支給に当たっては、職員の事務分担及び責任の所在を明確化し、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討するなどその管理体制及び運用の両面から適正を期するとともに、受給権者の生存の実事などその現況を正確に把握し、過誤払いの防止に努めること。
なお、令和4年4月施行の在職老齢年金制度改正や受給開始時期の選択肢の拡大等に伴うシステム改修については、遺漏のないよう努めるとともに、組合員及び年金受給者への周知について徹底すること。
- 4 年金の支給事務に当たっては、被用者年金一元化に係る実施機関が複数あるため、当該共済組合における事務の遅滞等により他の実施機関における年金の支給事務に影響が及ぶことのないよう適切に対応すること。
- 5 組合員及び年金待機者の利便の向上並びに将来の年金請求に係る意識付けを図るため、地共済年金情報Webサイトを効果的に活用し、本人への年金情報提供を適切に行うこと。

- 6 組合員期間及び標準報酬(給与)情報等の年金個人情報
の取扱いについては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81
号)その他関係法令を遵守することはもとより、情報漏洩対
策を講じるほか、地方公共団体情報システム機構が作成す
るチェックリストを活用すること。
- 7 年金制度に対する信頼を確保するため、年金受給者に対
するサービスの一層の向上に努めること。例えば、年金決定
請求書のターンアラウンド方式化など年金受給者等に提出
を求める書類については、法令の規定の範囲内で提出する
者の便宜に十分配慮したものとすることや、給付の決定内
容の通知及び振込金融機関の取扱いについては、できる限
り受給者の便宜に配慮すること。
- 8 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文
部省・自治省令第1号)(以下「施行規程」という。)第164条

の9又は第164条の10の規定に基づき、組合員等に対して
発出した通知が当該組合員等の住所不明等の理由により
返送された場合は、できる限りの手段を講じ、当該組合員
等に通知が届くよう努めること。

- 9 「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効
率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年
7月3日総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1
号)及び共済組合が定める基本方針等に基づき、適切に積
立金の管理及び運用を行うこと。
また、積立金の運用に当たっては、適切な資金運用計画を
作成し、社債等については取得後も適格格付機関からの格
付けを確認する等運用対象商品の特性等に留意しつつ、常
に金融市場の動向に注意を払いながら、最新かつ正確な情
報を迅速に分析し、的確な判断を行う等により、長期的な観
点から安全かつ効率的な運用に努めること。

4 保健事業に関する事項

- 1 保健事業については、短期給付事業の財政状況にかんが
み、組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談及び健
康診査等のメンタルヘルスを含む健康の保持増進に資す
る事業を重点的に行うこととし、事業の実施に当たっては、
データヘルスの観点から健康・医療情報を活用した組合員
の健康課題の分析や評価等を行い、事業が効果的かつ効率
的に実施されるよう計画を策定し、PDCAサイクルに沿った
事業実施に努めること。
また、人間ドック、がん検診及び生活習慣病検診等疾病予
防に資する事業については、特定健康診査及び特定保健指
導(以下「特定健康診査等」という。)の実施と併せて、地方公
共団体における厚生事業と共同で実施する等その充実に努
めること。
なお、特定健康診査等の実施に当たっては、厚生労働省
が、全保険者の特定健康診査等の実施率を平成29年度実
施分から公表していることに留意すること。
また、地方公共団体が事業主として実施する健康診断の
内容と十分に調整を行うとともに、当該健康診断を地方公
共団体からの委託等により実施する場合には、当該地方公
共団体に対して適正な費用負担を求めること。

方公共団体等に送付し、組合員の予防・健康づくりに向けた
連携を深めるためのコミュニケーションツールとして活用す
るなど、なお一層のコラボヘルスの推進に努めること。

- 2 データヘルスの取組に対する地方公共団体等との連携・
協働の推進については、「成長戦略フォローアップ」(令和元
年6月21日閣議決定)において、企業・保険者連携での予防・
健康づくり「コラボヘルス」の取組を深化させると定められ
ていることを踏まえ、「地方公務員共済組合におけるデータ
ヘルスの取組に対する連携・協働の推進について」(令和元
年12月26日付け総行福第94号総務省自治行政局公務員
部福利課長通知)に基づき、健康スコアリングレポートを地

- 3 保健事業については、後期高齢者支援金の加算・減算制
度において、ペナルティ(加算率)が段階的に上げられる
一方で、予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するイン
センティブがより重視されていること等を踏まえ、短期給付
財政の安定化・健全化という観点からも、特定健康診査等の
実施率の向上等だけではなく、制度の枠組みに沿った事業
の積極的な実施に努めること。
また、過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)
において、国及び地方公共団体は、過労死等のおそれがある
者及びその親族等が過労死等に関し相談することができ
る機会の確保等、過労死のおそれがある者に早期に対応し、
過労死等を防止するための適切な対処を行うものとされて
いることを踏まえ、電話による健康相談や、臨床心理士・カウ
ンセラーの面談によるメンタルヘルス相談など、組合員等の利
用推奨を図るとともに相談体制の充実に努めること。

- 4 宿泊施設利用助成事業については、公務出張における宿
泊では助成券を利用することができない等助成券の利用範
囲等について組合員に十分周知すること。
また、組合員のうち、特定の者への利用に偏ることがない
よう助成の在り方について十分留意するとともに、組合員等
に対する交付手続及び組合員等以外の者による不正利用を
防ぐための交付手続の厳格化、契約施設での組合員証の確
認の徹底その他の方策を検討、実施の上、事業の適切な実
施の確保に努めること。

5 宿泊事業(保健事業として実施しているものを含む。)に関する事項

- 1 宿泊施設の運営に当たっては、「旅館業の振興指針」(令
和2年3月5日厚生労働省告示第52号)を踏まえ、旅館業法
(昭和23年法律第138号)、障害を理由とする差別の解消
の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、不当景品類
及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、建築物の耐
震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)、アレ
ルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)、食品衛生
法(昭和22年法律第233号)、消防法(昭和23年法律第186
号)、健康増進法(平成14年法律第103号)等の関係法令の
規定を遵守すること。

- 2 宿泊施設の運営については、経営状況及び組合員の
ニーズを踏まえ、利用率、必要性及び立地条件等を勘案す
るとともに、経営実績、需要の動向及び経営環境の変化等
の的確な分析に基づいて適切な経営計画を定め、業務の
委託等、この計画に基づき事業の合理化及び効率化等を
推進すること。
- 3 宿泊施設は、組合員の福祉を増進することを目的として
設けられ、その利用については、本来、組合員を中心とすべ
きものであることから、組合員等に対する積極的なPRはも

とより、その利用に対して便宜を図ること等により効率的な利用に資する努力を行うとともに、弾力的な料金の設定及び職員研修の充実によるサービスの一層の向上により、組合員を中心とする利用率の向上を図ること。

- 4 宿泊施設の運営に当たっては、利用率の向上に資する対策及び利用料金の見直しなどによる収入の増加を図る一方、人件費及び委託費の在り方などを見直すことにより経費を削減し、安易に保健経理からの繰入金等で不足金を賄うことのないよう、独立採算の確保に努めること。

また、施設の経営の実態を的確に把握し、今後の経営見通しについて検討を行い、現状のままでは経営が困難な施設や今後も他経理からの多額の繰入金や貸付金が恒常的に必要であり独立採算の確保が困難と見込まれる施設については、外部の専門家に委託して診断を実施する等その原因の分析を行い、抜本的な経営改善対策又は施設の存廃について十分に検討し、速やかに所要の措置を講ずること。

この場合、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理すること。

併せて、関係者に対する説明や周知について、適切に対応するとともに、施設を整理する場合は、従業員に対する退職後の就業支援を行うなど必要な対応を行うこと。

- 5 新型コロナウイルス感染症の影響により施設運営に一時的に必要な資金が不足することが見込まれる場合には、売上げの減少を賄うために必要な金額を限度として、他経理から宿泊経理に対する施行規程第7条の2第1項による繰入れや施行規程第13条による貸付けにより対応して差し支えないものであるが、この場合においても、当該他経理への影響を十分考慮の上、施設収支の実態把握や将来の経営見通しを立てて必要な対応を検討するとともに、関係者に対する丁寧な説明や周知を適切に行うこと。

また、この他経理からの繰入金や貸付金が一時的ではなく引き続き必要となる場合については、外部の専門家によ

る経営診断の実施や、それを踏まえた抜本的な経営改善対策の検討を行うなど今後の対応に向けて必要な対策を講ずること。

- 6 施設運営の一部又は全部を委託する場合は、以下の点に留意すること。

① 委託先の選定に当たっては一般競争入札を原則とし、これにより難しい場合にあっては、競争性、公平性及び透明性等が十分に確保される方法によること。

② 委託先から、事業報告書及び決算書のほか、施設の経営分析に必要な情報や委託先の業務体制や業務内容に関する資料について、定期的に報告を求め、委託によるサービスの向上やコストの削減が図られているか、十分に精査すること。

③ 委託契約は適切な期間を定めて締結するとともに、現委託先との契約を安易に継続することなく、業績の評価を行った上で、適宜見直しを行うこと。

④ 委託先の経営状況についても定期的に報告を求めるなど、常に安定した施設運営が確保されるよう努めること。

- 7 新たな施設の建設又は増築は、原則として行わないこと。また、組合員の新たなニーズに対しては、民間施設の利用を基本とすること。

仮に、施設の改良を行う場合には、地元の経済団体、旅館組合等との調整をよく行い、民間施設と競合しないように配慮すること。

また、施設の改良又は改修を行う場合には、有効性及び効率性の観点から、費用に見合った効果が得られるかどうか十分に検証した上で、十分な自己資金を含めた資金計画を立てて行うこと。

6 貯金事業に関する事項

最近における経済及び金融情勢の動向にかんがみ、支払利率の設定に当たっては、慎重に行い安全な範囲内にとどめること。また、今後の預金支払いの動向を踏まえ、将来にわたり持続可能な資金管理を行うこと。

なお、仕組債については、(1)複雑な条件が附されている

る、流動性に乏しく長期保有を余儀なくされる等リスクの高いものを資産に組み入れないこと、(2)これら以外のものについても、資産への組入れ割合を十分に考慮することに留意の上対応するとともに、現に保有するハイリスクな仕組債については、時機を見て適宜処分すること。

7 貸付事業に関する事項

- 1 資金の貸付けについては、年度間を通ずる的確な資金計画の作成、期末・勤勉手当からの償還制度の活用等により資金の効率的運用を図ること。

- 2 貸付けの実施については、借入申込時にその内容及び借受人の償還能力等について共済組合が十分調査する等貸付要件の厳格化及び事前審査の充実を図り、貸倒れ事故防止のため、より一層の措置を講ずるとともに、未償還元利金の回収に努めること。

- 3 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた自然災害による被災者から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月25日自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会公表。以下「自然災害ガイドライン」という。)による債務整理の申出があった場合の取扱いについては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて」(平成28年

12月8日付け総行福第212号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)により運用しているところであり、引き続き遺漏のないよう対応すること。

なお、東日本大震災の影響を受けた個人の債務者による債務整理開始の申出は、令和3年4月1日から、これまで別途運用されてきた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会公表)に代わり、自然災害ガイドラインにより取り扱われることとなるので留意すること。

- 4 財形住宅貸付制度については、子育て中の組合員に対し貸付利率を引き下げる特例措置の実施や自然災害により住宅に被害を受けた組合員に対する貸付利率の引き下げ等、その制度の周知に努めるとともに、他の住宅資金貸付等についても必要に応じ資料を提供する等、組合員の生活の安定に資するよう配慮すること。

8 物資事業に関する事項

- 1 物資事業の実施に当たっては、事業内容について十分検討を行うとともに、組合員の意向を勘案した適切な方法により行うこと。この場合における物資の供給については、共済組合、組合員及び業者との三者間の契約によってのみ行うこと。なお、事業の実施に当たっては、的確な運営を行い、独立採算の確保について十分に留意すること。
- 2 物資事業に関する事故を防止するため、事務所に多くの現金等を保管せず、口座への振込みをこまめに行うとともに、

に、持ち出しが容易な金庫への保管を避ける等、現金等の適切な管理を徹底すること。

- 3 物資購入票の不正利用対策として、所属所における物資購入票の管理等を厳格化するとともに、組合員に対して利用方法等の周知徹底を図り、事業の適切な実施の確保に努めること。

9 事業計画及び業務経理予算の作成に関する事項等

- 1 事業計画の策定に当たっては、効率的な事業計画に資するため、経理ごとに、あらかじめ、年度間、四半期及び月間を通ずる資金計画を立てること。
- 2 制度改正及び年金受給者の増加に伴い、事務費の増嵩が引き続き見込まれている一方で、地方公共団体においては人件費を中心とする行政経費の節減が図られていることから、その積算に当たっては、事務に要する経費の見直しを行い、より一層の節減・合理化を図ること。
- 3 業務経理予算の作成については、次のことに留意すること。

① 職員給与等

職員給与等の積算に当たっては、定数又は現員のいずれか少ない方で積算すること。

併せて、退職給与引当金については、令和2年度末において計上すべき退職給与引当金の額から令和元年度末の退職給与引当金を控除した額(当該額の計上が困難な場合は、給料年額の12分の2以上の額)を計上すること。

② 厚生費

健康診断に要する費用のみを計上すること。

③ 事務費

事務費については、原則前年度の予算額を超えることのないよう見直しを行い、必要最小限の額を計上すること。

④ 上記第1から第8までに掲載されている内容を踏まえて、所要の経費を計上すること。

令和3年度の年金額改定について

～年金額は昨年度から0.1%の引き下げです～

[厚生労働省年金局年金課]

ご紹介

総務省から、本日(1月22日)、「令和2年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表されました。
これを踏まえ、令和3年度の年金額は、法律の規定により、令和2年度から0.1%の引き下げとなります。

《令和3年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例》

	令和2年度(月額)	令和3年度(月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額):1人分)	65,141円	65,075円 (▲66円)
厚生年金* (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	220,724円	220,496円 (▲228円)

※ 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額)の給付水準です。

年金額の改定ルール

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。(参考3参照)

このため、令和3年度年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率(▲0.1%)によって改定されます。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和3年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分(▲0.1%)は翌年度以降に繰り越されます。

■ 参考1:令和3年度の参考指標

- ・ 物価変動率 ……0.0%
- ・ 名目手取り賃金変動率※1 ……▲0.1%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率※2 ……▲0.1%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と可処分所得割合変化率(0.0%)を乗じたものです。

◆ 名目手取り賃金変動率(▲0.1%)

= 実質賃金変動率(▲0.1%) × 物価変動率(0.0%) × 可処分所得割合変化率(0.0%)
(平成29～令和元年度の平均) (令和2年度の値) (平成30年度の値)

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。この仕組みは、平成16年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆ マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.1%)

= 公的年金被保険者数の変動率(0.2%) × 平均余命の伸び率(▲0.3%)
(平成29～令和元年度の平均) (定率)

■ 参考2:マクロ経済スライドの未調整分について

「マクロ経済スライドの未調整分」とは、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する仕組みは、平成28年の年金制度改革において導入されたもので、現在の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の給付水準を確保することにつながります。

◆ 翌年度以降に繰り越されるマクロ経済スライドの未調整分(▲0.1%)

■ 参考3:賃金の低下に合わせた年金額改定ルールの見直しについて

平成16年の年金制度改革では、賃金が物価ほどに上昇しない場合には、物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールが導入されていましたが、例外的な取り扱いとして、賃金と物価がともにマイナスで賃金が物価を下回る場合には、物価に合わせて年金額を改定し、また、賃金のみマイナスの場合には、年金額を据え置くこととしていました。

将来世代の給付水準を確保するため、平成28年に成立した年金改革法により、この例外を改め、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金が物価を下回る場合には、賃金に合わせて年金額を改定するようルールが見直され、令和3年4月から施行されます。

国民年金保険料について

国民年金の保険料は、平成16年の制度改革により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限(平成16年度価格水準で16,900円)に達し、引上げが完了しました。その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者(自営業の方など)に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成16年度価格水準で、保険料が月額100円引き上がり17,000円となりました。

実際の保険料額は、平成16年度価格水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、以下のとおりとなります。

	令和3年度	令和4年度
法律に規定された保険料額 (平成16年度価格水準)	17,000円	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,610円 (+70円) ※令和2年度は16,540円	16,590円 (▲20円)

在職老齢年金について

令和3年度の在職老齢年金の支給停止調整変更額などについては、令和2年度から変更ありません。

	令和2年度	令和3年度
60歳台前半(60歳～64歳)の 支給停止調整開始額	28万円	28万円
60歳台前半(60歳～64歳)の 支給停止調整変更額	47万円	47万円
60歳台後半(65歳～69歳)と 70歳以降の支給停止調整額	47万円	47万円

■ 参考：現行の仕組み

60歳台前半の在職老齢年金は、厚生年金保険法附則第11条に規定されており、令和3年度の場合でいうと、賃金(賞与込み月収。以下同じ)と年金の合計額が、支給停止調整開始額(28万円)を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止し、賃金が支給停止調整変更額(47万円)を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止します。

60歳台後半と70歳以降の在職老齢年金については、厚生年金保険法第46条に規定されており、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額(47万円)を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止します。

支給停止調整開始額(28万円)は新規裁定者の年金額の改定に応じて、支給停止調整(変更)額(47万円)については名目賃金の変動に応じて、それぞれ改定することが法律に規定されています。

【参考】

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などについては、令和2年の物価変動率(+0.0%)に基づき、改定が行われないこととなり、令和2年度と同じ額となります。

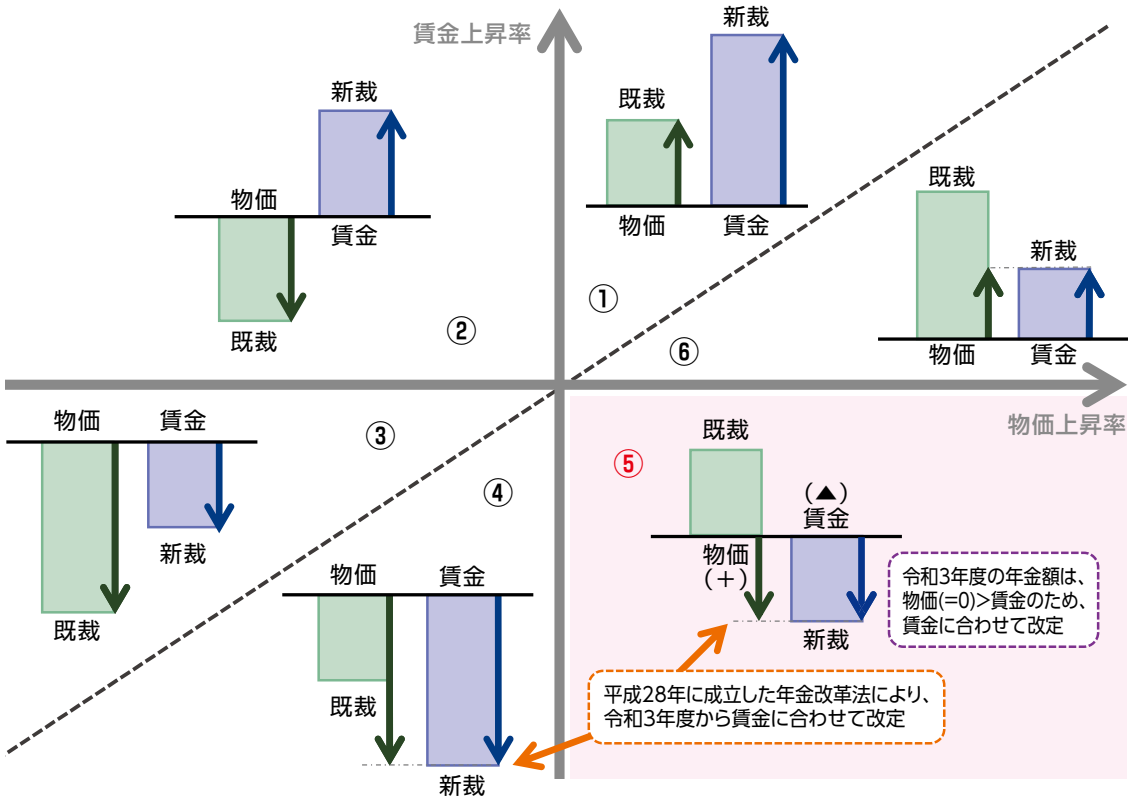
			令和2年度(月額)		令和3年度(月額)	
①	母子家庭・父子家庭 などに対する 給付	児童扶養手当 (いずれも全部 支給の場合)	(第1子)	43,160円	(第1子)	43,160円
			(第2子)	10,190円	(第2子)	10,190円
			(第3子以降)	6,110円	(第3子以降)	6,110円
②	障害者などに 対する給付 ^{※1}	特別障害給付金	(1級)	52,450円	(1級)	52,450円
			(2級)	41,960円	(2級)	41,960円
		特別児童扶養手当	(1級)	52,500円	(1級)	52,500円
			(2級)	34,970円	(2級)	34,970円
		特別障害者手当		27,350円		27,350円
		障害児福祉手当		14,880円		14,880円
③	原子爆弾被爆者 に対する給付 ^{※2}	健康管理手当		34,970円		34,970円
④	年金生活者 支援給付金法に 基づく給付	老齢年金生活者 支援給付金		5,030円 ^{※3}		5,030円 ^{※3}
		障害年金生活者 支援給付金	(1級)	6,288円	(1級)	6,288円
			(2級)	5,030円	(2級)	5,030円
		遺族年金生活者 支援給付金		5,030円		5,030円

※1 この他、経過的福祉手当がある。 ※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

※3 基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出される。

【参考資料】

年金額の改定(スライド)のルール



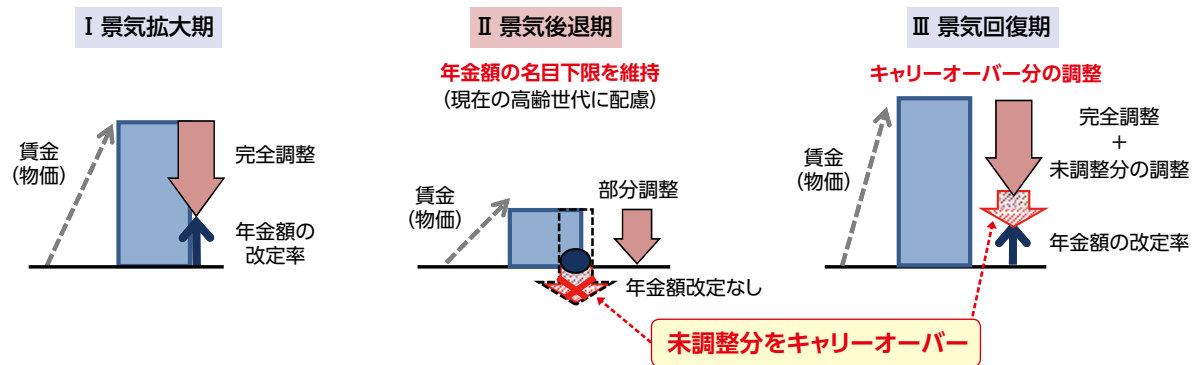
年金額の改定ルールの見直し(平成28年改正法)

制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- (1) マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- (2) 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【令和3年4月施行】

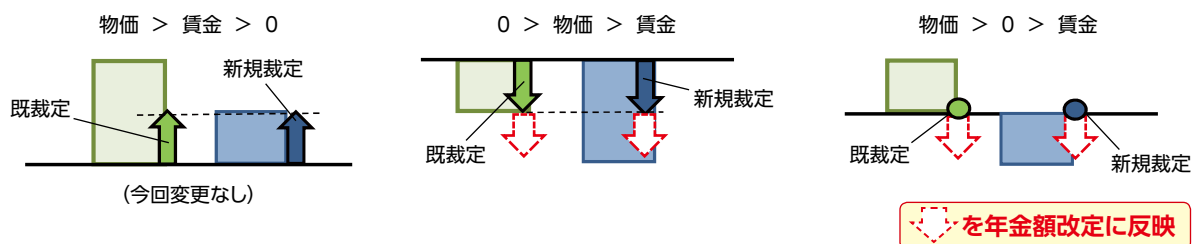
(1) マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し(少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応)

景気回復局面においてキャリーオーバー分を早期に調整(高齢者の年金の名目下限は維持)



(2) 賃金・物価スライドの見直し(賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応)

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



年金制度等の日誌

■ 年金制度等に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R3.3.8	国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する政令(厚生労働省令第四十六号)

業務等の状況

■ 会議開催状況

2月12日 第132回 役員会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和3年度事業計画及び予算の大綱(案)について事務局から説明を行い、2月18日の第134回運営審議会に提出する旨決定されました。
2月18日 第134回 運営審議会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和3年度事業計画及び予算の大綱(案)について事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。

■ 会議開催予定

3月22日 第133回 役員会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和3年度事業計画及び予算(案)について
3月25日 第135回 運営審議会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和3年度事業計画及び予算(案)について



宿泊施設の 紹介

地方職員共済組合
山形県支部

地方職員共済組合山形県支部

あこや会館

宿泊・宴会・会議にご利用ください。県庁に隣接した閑静な立地の公共の宿です。



あこや会館は県庁に隣接した閑静な場所にある公共ホテルです。
山形自動車道や国道13号に近く、広い駐車場を完備しているので、お車での観光や出張などの際に大変便利です。
市街地や山形を代表する観光地である山寺・蔵王へのアクセスも良好です。



客室(シングル)



客室(ツイン)



客室(和室)



バス・トイレ



料理一例



ロビー

客室はシングル・ツイン・和室があり、全室バス・トイレ付。厳選食材を使ったおいしい料理をぜひ御堪能ください。

ご予約・お問合せ

〒990-0023 山形県山形市松波2-8-1
☎ 023-642-1358 ☎ 023-642-1360
🌐 <http://www2.jan.ne.jp/~akoya/>

交通のご案内

🚗 JR山形駅よりタクシーで約10分
JR山形駅より「県庁北口」行バスで約15分、
「県庁北口」停留所より徒歩約3分
🚗 山形自動車道「山形蔵王インター」から車で約5分

巡るたび、出会う旅。～やまがたへの旅～

出羽三山の雄大な自然を背景に生まれた羽黒修験道では、羽黒山は「現在の山」、月山は「過去の山」、湯殿山は「未来の山」と言われています。三山を巡ることは、江戸時代に『生まれかわりの旅』として広がり、地域の人々に支えられながら、日本古来の、山の自然と信仰の結び付きを今に伝えています。令和3年は丑歳御縁年にあたり、お参りを果たすと12年分の御利益を得られると伝えられています。

01
羽黒山

羽黒山は、人々の現世利益（げんぜりやく）を叶える山であったことから「現在の世を表す山」と言われています。羽黒山の入口、随神門（ずいしんもん）から山頂に続く約2kmの参道は、2,446段の石段とミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで三ツ星に選ばれた樹齢300～500年の杉並木が続きます。平将門が創建したと伝えられる東北最古の「国宝・羽黒山五重塔」や、山頂には羽黒山、月山、湯殿山の神々が祀られる国指定重要文化財の「羽黒山三神合祭殿（さんじんごうさいでん）」があります。

02
月山

この地域では、太古の昔から、高くそびえる山に祖先の霊が登るとする信仰があり、月山は「祖霊（そりい）が鎮まる山」として崇められ「過去の世を表す山」と言われています。月山八合目には、弥陀ヶ原（みだかはら）と呼ばれる湿原があり、夏の短い開山期間には希少な高山植物が咲き誇ります。山頂には月山神社があり、御祭神の月読命（つくよみのみこと）が祀られています。また、月山は夏スキーができるほど積雪のある山であり、4月上旬に月山スキー場がオープンし、7月まで滑走可能です。

03 湯殿山



湯殿山は、全てのものを産み出す山の神が祀られたことから「未来の世を表す山」と言われています。標高1,504m、月山南西山腹に連なるなだらかな稜線の山であり、出羽三山の奥の院とされる湯殿山神社本宮は、多くの参拝者を集め、この山で体験したことは「語るなかれ、聞くなかれ」と言われる神秘の霊場です。

■東北デスティネーションキャンペーン

令和3年4月1日から9月30日まで、東北6県やJRなどが一体となり、東北デスティネーションキャンペーン（東北DC）が開催されます。山形県内においても、東北DC期間中にしか体験できない企画をたくさん用意しており、ここで紹介した出羽三山では、「国宝羽黒山五重塔のライトアップ」や「生まれかわりの旅体験プラン」などが企画されています。皆様のお越しを心よりお待ちしております。

詳細は下記URLをご覧ください。

<https://www.tohokukanko.jp/dc/>

（※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、企画内容が変更となる場合がございます。）



巡るたび、
出会う旅。
東北
2021.4.1～9.30



地方公務員共済組合連合会
Pension Fund Association for Local Government Officials

<https://www.chikyoren.or.jp/>

地方職員共済組合 <https://www.chikyoai.or.jp/>

公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>

警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/>

東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>

指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

連合会だより・第219号

令和3年3月発行

編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1

TEL 03(6807)3677(代)



表紙の写真：山形城跡「霞城公園」(山形県山形市)

霞城公園は、山形市街地のほぼ中央に位置し、約35.9haの面積を有する山形城跡を整備した都市公園です。国の史跡指定を受け、「日本100名城」にも認定されています。

約1,500本の桜が咲き誇る山形市随一の桜の名所でもあり、日没後は東から南濠沿いの桜がライトアップされ、幻想的な夜桜が楽しめます。

また、公園内やその近くには、山形市郷土館、山形県立博物館、山形美術館、最上義光歴史館などの文化施設があり、観光の名所になっています。

写真提供:一般社団法人山形市観光協会